

令和2年2月28日
13時00分 庁議室

第3回高岡市新型コロナウイルス対策本部会議

1 経過

2 今後の対応について

(1) 学校休校への対応

(2) 学校休校に伴う福祉関係施設・サービスへの対応

(3) イベント開催と施設利用等について

令和 2 年 2 月 2 8 日
高岡市新型コロナウイルス対策本部
本部長 高橋 正樹

新型コロナウイルスに対する今後の対応について

政府新型コロナウイルス感染症対策本部による、今後 2 週間のイベント等の中止・延期等の要請並びに小学校、中学校等及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業の要請を踏まえ、市民及び子供たちの健康・安全を第一に考え、日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備えるため、市内の小・中学校等及び児童施設及び市主催のイベント等について、次のとおり決定する。

1 学校の臨時休業について

所管する小学校、中学校、特別支援学校は、令和 2 年 3 月 2 日（月）から 3 月 2 4 日（火）の期間、臨時休業とする。

2 児童施設等の休館について

学校の臨時休業中における児童等の感染予防のため、市の所管する児童館・児童センター及び子育て支援センター並びに高岡おとぎの森公園内の「おとぎの森館」・「こどもの家」・「森のふれあい館」及び「なかよしハウス」を当面 3 月 2 日（月）から 3 月 1 5 日（日）までの 2 週間休館する。

この期間中又は期間後に県内で感染者が発生したときは、感染判明日から更に 2 週間（1 4 日間）「中止」又は「延長」とする。

3 イベント・集会等について

3 月 2 日（月）から 3 月 1 5 日（日）までの期間、市の主催するイベント・集会等は原則、「中止」又は「延期」とする。

この期間中又は期間後に県内で感染者が発生したときは、感染判明日から更に 2 週間（1 4 日間）「中止」又は「延期」とする。

県内で感染者が発生したときは、不特定多数の者が利用する市の施設（窓口等の行政サービスを有する施設を除く）の利用を停止する。